

新城市農業委員会だより

た はた

第27号



令和2年9月16日発行

新城市農業委員会

〒441-1392

新城市字東入船115番地

TEL23-7632/FAX23-7047

田畑マモルミハル

農地の利用状況調査

「農地パトロール」を実施します

～農地の適正な管理をお願いします～



近年、農業者の高齢化や担い手不足、不在地主の増加などに伴い、耕作放棄地が増加する傾向にあります。農業委員会では、「農地等の利用の最適化」を推進していくために、農地の利用状況を調査する農地パトロールを実施します。

調査の際には農地に立ち入ることがありますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

- 目的 …………… ①地域の農地利用の総点検
②遊休農地の実態把握と発生防止・解消指導
③違反転用発生防止および早期発見・是正対策等

- 遊休農地とは …………… 一年以上にわたって耕作されておらず、今後も耕作がされないと見込まれる農地または周辺の農地と比べて著しく低利用となっている農地。

- 再生可能な荒廃農地と …………… 所有者等に対して意向調査(今後その農地をどのように管理して判断された場合には ……いくつかの把握)が実施されます。意向調査に対して回答をしなかったり、もしくは回答どおりの管理がされていないと、その農地の固定資産税の課税が強化されることがあるので注意が必要です。

新城 あっちこっち

市内あっちこっこの、
珍しい話、自慢したい話、
紹介したい話を
農業委員・推進委員が
紹介します!



農地を守り活かす活動



各地域において農業の担い手の減少と高齢化が進み、耕作放棄地が増大するなど、地域の農地を守り農業を発展させていくことが難しくなっています。

このための対応策の一つとして、他の地域と同様に、私たち出沢地区でも国の『中山間地域等直接支払制度』を活用し、協定参加者が共同で農地や農道の草刈、水路の清掃などの維持管理を行っています。

こうして耕作放棄地の発生を未然に防止し、農業の持続的発展に向け取り組んでいます。地域の人たちがみんなで協力して農地を守り、活かしていくことが必要だと思います。



地域の活力で休耕田、 荒廃田の解消を!

作手黒瀬地区美土里会は、多面的機能支払交付金を活用し、新たな遊休農地の活用策として、昨年「黒瀬こども農園」を開設しました。黒瀬の通学団の集合場所前に設置され、昨年はトウモロコシ1,000本、サツマイモ500本を栽培しました。黒瀬の子供達は、播種・植え付け・管理を行い、収穫は作手小学校全体から応募のあった子供達により実施されました。また、収穫後はイチゴ500本を定植し、今年のトウモロコシ定植時にイチゴ狩りを実施する予定となっています。

休耕田や耕作放棄地の利用方法を各地域で相談し合い、地域の活性化につながる活動を推進しましょう。



無農薬栽培に賭ける若い夫婦の思い



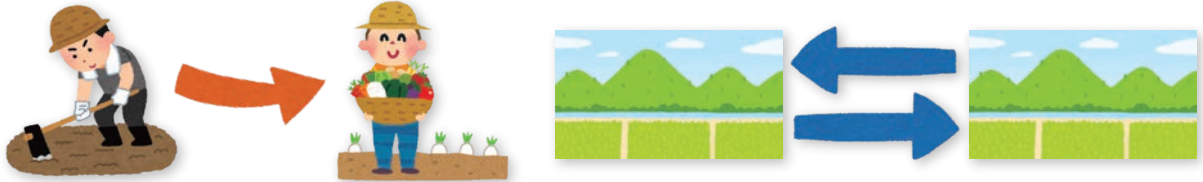
無農薬農業に取り組む澤田広見さん、勝代さん夫婦をご紹介します。

「無農薬栽培に興味をもち、7年前に名古屋から中宇利の『福津農園』に勉強にきました。野菜の植え付け、管理等を学びながら休耕地を借りて今日までやってまいりました。休耕地が増えるなか、その土地を利用させてもらい、無農薬に適した今のところで栽培を続けていきたいと思っています。家族2人と犬3匹で一生懸命頑張っています。時々、辛い時もありますけど楽しく過ごしています。」

農地の所有権移転・貸借・転用等を行う場合には、農地法等に係る手続きが必要です。

農地法第3条関係(農地の所有権移転・貸借、相続の届出)

農地を耕作目的で譲渡や売買等を行う場合には、農業委員会の許可が必要です。許可基準をもとに、譲受人(借人)の農業経営について審査します。
また、農地を相続した場合には相続の届出をしていただく必要があります。



農地法第4条関係(自己所有の農地を転用する場合)

自己所有の農地を農地以外(住宅や資材置場、駐車場等)に転用する場合には、愛知県知事の許可が必要です。(市街化区域の場合は届出)

農地法第5条関係(他者の農地を転用する場合)

他者の農地を買い(または借りて)農地以外に転用する場合には、愛知県知事の許可が必要です。(市街化区域の場合は届出)

***農地により許可基準が異なりますので、転用をお考えの方は一度ご相談ください。**

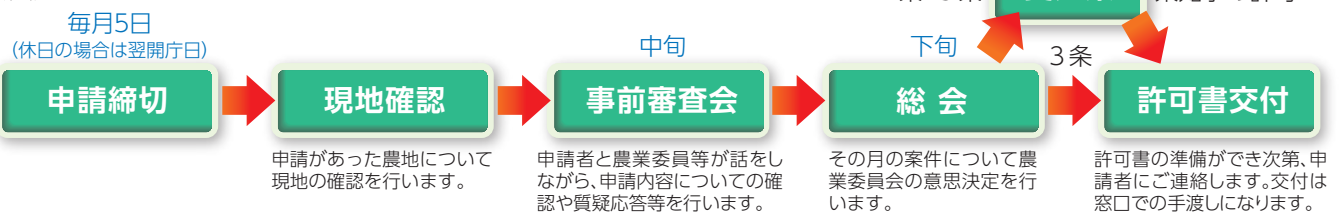


農業経営基盤強化促進法や農地中間管理事業法に係る利用権設定

農地を借りたい・貸したい場合には、利用権設定でも契約をすることができます。
有償(物納含む)で貸し借りをする「賃貸借」と、無償で貸し借りをする「使用貸借」の2種類があり、当事者間の意向により定めることができます。契約期間が終了すれば自動的に貸し手に返還されますので、貸す側も安心して貸すことができます。

農業委員会の審査の流れ

農地法に係る許可申請については、次の流れで許可・不許可を決定します。



各手続きは、鳳来総合支所・作手総合支所の地域課(地域整備係)でも受け付けています

新城市における農地の賃借料情報をお知らせします

2019年(1月～12月)の10a当たりの農地の賃借料は以下のとおりです。
賃借料を決定する際に参考にしてください。

地区名	田の部(年額)				地区名	畑の部(年額)			
	平均額	最高額	最低額	データ数		平均額	最高額	最低額	データ数
新城地区	10,100円	15,000円	3,600円	133筆	新城地区	18,200円	30,000円	8,000円	32筆
鳳来地区	5,700円	9,500円	5,000円	47筆	鳳来地区	5,300円	7,600円	5,000円	8筆
作手地区	10,500円	20,000円	3,900円	440筆	作手地区	9,400円	12,900円	5,600円	16筆
市平均	10,100円			620筆	市平均	13,800円			56筆

※データ数は、集計に用いた筆数です。使用貸借によるものは集計の対象としていません。
※この賃借料情報は参考として提供するもので、拘束力はありません。

契約の際には、農地の状況等も含め、当事者間でよく話し合ってください。

農業者年金に加入しませんか？

加入要件

下記のすべてに該当する方

- ・ 年齢が60歳未満の方
- ・ 国民年金の第1号被保険者(ただし、保険料納付免除者でないこと)
- ・ 年間60日以上農業に従事する方

農業者年金 6つのポイント

- ▶ 積立て方式で安心
- ▶ 加入・脱退も自由
- ▶ 保険料は全額社会保険料控除
- ▶ 保険料はいつでも変更できる
- ▶ 農業の担い手には保険料補助
(※一定の条件があります)
- ▶ 終身年金 80歳までの死亡一時金あり



加入のお申し込みは、
お近くのJA窓口で
お願いします。

詳しくは

農業者年金

検索

全国農業新聞を購読しませんか

分かりやすい農業・農政の解説、地域の暮らしと話題が満載です。

■発行／全国農業会議所 月4回 毎週金曜日発行

■月額／700円、年8,400円(税込)

購読のお申し込みは、新城市農業委員会事務局までご連絡ください。

